

物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、「物価高対応子育て応援手当」として国が示す2万円に加え、「重点支援地方交付金」を活用して、大野城市独自に7千円を上乗せし、対象児童1人当たり2万7千円を支給します。



●支給対象者 次のいずれかに当てはまる人

①令和7年9月分（9月中に出生した児童については、同年10月分）の児童手当を大野城市から受給している人

②公務員の人で、令和7年9月分（9月中に出生した児童については、同年10月分）の児童手当を勤務先から受給している人

③令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童（以下、「新生児」）分の児童手当を受給している人

④令和7年10月1日から令和8年3月31日までに、離婚などにより、新たに児童手当の受給者となった人（条件あり）

⑤申請遅れにより令和7年9月分の児童手当を受給していないが、9月30日時点で高校生年代以下の児童を養育している人

●支給額 児童1人当たり2万7千円

●申請方法
◇申請が不要な人：①

※大野城市が把握している児童手当支給口座に支給します。

◇申請が必要な人：②③④⑤
②の人 勤務先から証明印付の

申請書を受け取り、証明欄を画像添付してオンラインで申請、または、申請書を郵送あるいは直接提出してください。書類で提出する場合は、振込口座確認書類の写し（通帳やキャッシュカードなど）を添付してください。

※別途書類の提出を求められる場合があります。



③④⑤の人 市が把握している対象者（令和7年9月以降に児童手当を申請しており、受給している人）には、市から個別に申請の案内通知を送付します。

※令和6年10月の児童手当法改正後、まだ申請をしていない人は、至急申請をしてください。現在児童手当を大野城市から支給していない人については、市が対象者を把握できないため、この応援手当の案内通知も送ることができません。



●申請受付開始 2月2日(月)

●申請期限 6月30日(火)

●申請と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当

☎(580)1862

支給対象者		申請	支給日
令和7年9月分（9月生まれの児童は10月分）の児童手当受給者	①公務員以外	不要	2月10日(火)
	②公務員		
令和7年10月以降、新たに児童手当の受給者になった人	③新生児分	必要	令和8年2月以降 ※申請後、審査が完了したら順次支給
	④離婚（離婚協議中含む）等により、受給者変更した人		
	⑤令和6年10月法改正後の申請遅れにより、児童手当が支給されていなかった人		

※配偶者などからの暴力などにより、児童を連れて大野城市に避難している人は、大野城市から受給できるかどうかを至急、問い合わせてください。